

藤里町地域おこし協力隊
移住定住コンシェルジュ兼移住プランナー 募集要項

人口減少や高齢化の進行が著しい中、町外の意欲のある人材を積極的に受け入れ、新たな視点や発想により地域力を向上させ、地域コミュニティの維持・活性化を図り、楽しく生活できる地域をつくることを目的として、藤里町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を募集します。

本募集は、藤里町の移住情報を発信し移住を促進するとともに、移住者が定住につながるようフォローアップをしていく仕事です。

秋田県藤里町は人口3400人。人口減少の新たな局面に突入した先端のモデル地域です。外のネットワークと繋がり、新たなライフスタイルをつくるチャレンジを続けています。

ともに移住定住をすすめ、この場所に生きる希望をつくる仲間を募集します。

2 募集人数 1名

3 活動内容

(1) メインミッション

移住情報の発信（SNSの活用含む。）

移住体験ツアーの企画運営

空き家バンクの登録促進と運営

移住者へのフォローアップなど

(2) ほかに隊員等との連携ミッションなど

他地域おこし隊員と協力しながら、各隊員の活動への協力や自主企画を行うまちづくりに関わる各種活動への積極的な参加及び活動サポート

かもや堂（町の作戦会議室）運営サポート

(3) 自主起業・独立ミッション

任期満了後のキャリアにむけた起業など自主活動

4 募集対象

(1) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に住民票を有し、隊員としての活動決定後は藤里町に住民票及び生活の拠点を移すことができる方

(2) 心身ともに健康な方（性別・年齢は問いません）

(3) 地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方

(4) 活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方

(5) パソコンの操作ができる方

※(1)「三大都市圏をはじめとする都市地域等」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、政令指定都市及び「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当しない市町村

5 活動場所

藤里町全域。

その他、必要に応じて町外での研修・会議等への参加もあります。

6 活動時間

原則として1週間あたり5日活動(1日7時間45分)

活動時間帯は、活動内容によって変動します。

7 活動形態

藤里町地域おこし協力隊として、町長が委嘱します。

(雇用契約は結びません。※副業が認められます。)

8 活動期間

委嘱の日から1年間。

※最長で3年間。起業を目指した各種支援を行います。

※委嘱の時期は、応相談できます。

9 待遇等

(1) 活動の対価として月額166,000円の報償費を支払います。委嘱後2年目、3年目の報酬加算あります。

(2) 家族を扶養している場合は、家族協力金を加算して支給します。

(3) 町との雇用関係はありませんので、国民健康保険・国民年金への加入が必要です。

(4) 活動期間中は賠償責任保険及び傷害保険に加入することとし、費用は町が負担します。

(5) 研修への参加費や旅費は、町職員の例により町が支給します。

(6) 活動に使用するパソコン、車両は藤里町が準備し、無償で貸与します。

(7) 住居家賃は町で負担します。

(8) 電話等通信費の一部(固定電話基本料金・プロバイダ月額利用料)を町で負担します。

- (10) 光熱水費は隊員の負担とします。
- (11) 引越しに必要な経費について一部助成します。
- (12) その他、活動に必要な経費等は予算の範囲内で町が負担します。

10 応募方法

「応募用紙」と「レポート」を提出ください。

※レポート課題「私の考える移住定住促進戦略」800字

※手書きでの提出をお願いします。

※応募用紙は、藤里町ホームページでダウンロードできます。

11 選考方法

- (1) 一次選考（書類審査）と二次選考（面接）を行います。
一次選考合格者を対象に、藤里町の町内視察と面接を行います。
面接日時については、一次選考結果を通知する際にお知らせします。
※2次選考時の旅費等は、予算の範囲内で一部を町が負担。
- (2) 応募書類送付先：藤里町役場 総務課 企画財政係
〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地

12 お問い合わせ先

藤里町役場 総務課 企画財政係（担当：菊池・斎藤）

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地

TEL 0185-79-2111

FAX 0185-79-2293

m a i l : soumu@town.fujisato.akita.jp